

議案第 22 号

芽室町教育活動指導助手設置条例中一部改正の件

芽室町教育活動指導助手設置条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

平成 24 年 3 月 2 日提出

芽室町長 宮西 義憲

芽室町教育活動指導助手設置条例の一部を改正する条例

芽室町教育活動指導助手設置条例（平成 12 年芽室町条例第 47 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「、5 人」を「、6 人以内」に改める。

附 則

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

説 明

現行の児童生徒への教科指導や支援体制をより一層きめ細やかな対応に資するため、教育活動指導助手の定数を 5 人から 6 人以内に改めようとするものであります。

芽室町教育活動指導助手設置条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(定数) 第5条 指導助手の定数は、<u>6人以内</u>とする。 <u>附 則</u> <u>この条例は、平成24年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(定数) 第5条 指導助手の定数は、<u>5人</u>とする。</p>